

つやま企業サポート事業 プロフェッショナル人材・副業人材活用サポート補助金交付 要領

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

令和3年4月1日改定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

(目的)

第1条 つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、経営体質の強化等に向け、高度な知識・経験を有する人材を採用し、成長を目指す企業に対して、つやま企業サポート事業プロフェッショナル人材・副業人材活用サポート補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、津山市内の企業を支援することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材 岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点と民間人材ビジネス事業者の連携による仲介によって市内企業への試用就業が決定し、かつ津山市内に居住する者をいう。

(2) 副業人材 企業の社員として働きながら、勤務時間外に他社の仕事を請け負う人材または個人事業主として、企業に属せずに複数の企業から業務を請け負う外部人材

(3) 試用就業 期間の定めのある雇用契約に基づく就業又は正規雇用後の一定の試用期間における就業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第2条第1号に定める企業（以下「補助対象者」という。）をいう。ただし、補助金交付要綱第3条第2項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象者が第2条第1項第1号に規定する人材の正規雇用の採否を判断するために、市内の事業所において試用就業させる事業

(2) 補助対象者が第2条第1項第2号に規定する人材を活用する事業

2 補助事業の期間は、補助金の交付決定の翌月分から2月分まで（ただし、2月分の給与等の支払いが当該年度末日の10日前以降になる場合は、1月分までとする。）とし、2か月分を上限とする。

3 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）への補助金の交付は、原則として同一年度において、1補助対象者当たり、対象人材は1人とする。

(補助対象経費等)

第5条 第4条第1項第1号の事業の補助対象となる経費は、対象人材の試用就業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 給料

(2) 諸手当（時間外勤務手当を除く就業規則等に定められたものに限る。）

(3) その他センターが認めるもの

2 第4条第1項第2号の事業の補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料

(2) 副業人材に支払う報酬及び委託料

(3) その他センターが認めるもの

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて試用就業するまでにセンターに提出しなければならない。なお、2月以降の申請は受け付けないものとする。補助金の申請については1事業者あたり年度内において1回のみとする。

(1) 市税完納証明書

(2) その他センターが必要と認める書類

(補助金の額)

第7条 補助金の交付は、1補助対象者当たり、補助対象経費の3分の2以内とし、同一年度において40万円を限度とする。

(交付決定)

第8条 センターは、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、書面により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日を経過した日又は当該年度末日の10日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号の事業においては雇用契約書の写し
- (2) 第4条第1項第2号の事業においては民間人材ビジネス事業者を利用したことが確認できる資料
- (3) 補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し
- (4) その他センターが必要と認める書類
(補助金の支払い方法)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。ただし、センターが特に必要と認める場合は、概算払いができる。

(その他)

第11条 この補助金交付要綱に定めるもののほか必要な事項は、センターが別に定める。

付 則

この要領は、制定の日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。